

令和2年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金の運用実績)

(単位：千円)

事業区分	基金の 保有区分	令和2年度 当初保管額	運用益繰入額	令和2年度 支出済額	令和2年度 年度末保管額	今後の 支出予定額	保有 割合
中間貯蔵施設整備等 影響緩和交付金基金 事業	金融機関への預金	24,232,502	35,103	899,689	23,367,916	23,367,916	1.00
	地方債	12,000,000	0	0	12,000,000	12,000,000	1.00
合計		36,232,502	35,103	899,689	35,367,916	35,367,916	

※ 本表は基金の保有区分ごとに記載すること。

※ 基金の保有区分は、実施要領第3の1で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること。

※ 運用益繰入金は、当該年度に基金の運用によって生じた果実の金額を記載すること。

※ 支出済額は、当該年度内に支出負担行為を行い、出納整理期間に支出をしたものを含む。ただし、当該年度に債務負担行為のみを行ったものについては含まない。

※ 保有割合は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）に従い算出すること。（通常の取崩し型事業であれば、「平成〇年度末保管額／今後の支出予定額」により算出すること。）

令和2年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金事業の結果)

事業名	事業実施主体	事業経費 (千円)						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業	福島県双葉町	(予算額) 810,800	698,355	0	0	810,800	698,355	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援する。	補助金交付のための電算システムの構築、コールセンター運営等の実施、上記のための進捗管理を行い、町民に補助金を交付し、生活再建等の支援に資することができたことから、目標を概ね達成することができたと認められる。	<p>①中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業</p> <p>【目的】 中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援するための事業を運営することを目的とする。</p> <p>【内容】 上記目的の達成のため、平成23年3月11日時点で住民登録があり、補助を受けようとする経費を支出する年度の4月1日に生存している住民の方を対象に、一人あたり10万円/年（世帯に対象者が複数いる場合は、一世帯あたりその人数を乗じた金額）を上限として、補助金を交付する。 (要綱第4条第1項第一～四号) ふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成・就業支援事業</p> <p>【完了期日】 令和3年3月31日</p> <p>【事業費】 619,905 千円</p>
									②中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業業務委託	

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
										<p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町の町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援するための上記①の事業を運営することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>上記目的達成のため、補助上限金額等の管理のための電算システムの構築及び運営、手続等を説明した冊子等の発送業務、並びにコールセンター及び相談窓口等の運営を包括的に委託し、円滑に事業を執行する。</p> <p>(要綱第4条第1項第一～四号)</p> <p>ふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成・就業支援事業</p> <p>【完了期日】</p> <p>令和3年3月31日</p> <p>【事業費】</p> <p>78,450 千円</p>
双葉駅自由通路等整備負担金	福島県双葉町	(予算額) 131,672	131,672	0	0	131,672	131,672	<p>中間貯蔵施設が整備されることによる影響を緩和するため、「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」の中核となる施設として位置付けている双葉駅の改良等を行い、将来的な利便性の向上、さらには魅力的な帰還環境整備、町の復興の加速化を図る。</p> <p>双葉駅改良に係る実施設計及び整備工事を行い、魅力的な帰還環境整備や町の復興の加速化に資することから、目標を概ね達成することができたと認められる。</p>	<p>双葉駅自由通路等整備負担金</p> <p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設が整備されることによる影響が懸念されている中、双葉駅については、平成29年度に国の認可を受けた「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」の中核となる施設として位置付けている。この双葉駅の改良（橋上化）事業の実施により、将来的な利便性の向上、さらには魅力的な帰還環境整備等につなげ、上記の影響を緩和させることを目的とする。</p> <p>【内容】</p>	

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
										常磐線双葉駅を中心に「新たな生活の場（新市街地ゾーン）」を整備することとしており、将来的な利便性の向上等を図るため、東日本旅客鉄道(株)との協定に基づき、当該駅の改良（橋上化）に係る諸費用（整備工事費）について負担する。
										(要綱第4条第1項第九号) 中間貯蔵施設等の建設等に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る事業 【完了期日】 令和2年7月7日 【事業費】 131,672千円 (内訳) 整備工事費 131,671千円
企業立地に係る奨励金交付事業	福島県双葉町	(予算額) 12,235	2,167	0	0	12,235	2,167	中間貯蔵施設が整備される影響を緩和するとともに、町の復旧・復興の重要施策である「新たな産業・雇用の創出」の推進のため、中間貯蔵施設に隣接する「中野地区復興産業拠点」を中心に、町内において事業再開、新たに立地する事業者を支援し、確固たる産業基盤の形成・振興、地元住民の雇用機会の拡大を図ることができた。	年度内に操業を開始し、交付申請のあった3事業者に対して操業奨励金(基礎奨励金)を交付し、「中野地区復興産業拠点」において事業再開した事業者や新たに立地した事業者の、産業基盤形成・振興や地元住民の雇用機会の拡大を図ることができた。	企業立地に係る奨励金交付事業 【目的】 中間貯蔵施設が整備される影響を緩和するとともに、町の復旧・復興の重要施策である「新たな産業・雇用の創出」の推進することを目的に、中間貯蔵施設に隣接する「中野地区復興産業拠点」を中心に町内において事業再開、新たに立地する事業者に対して、確固たる産業基盤の形成・振興、地元住民の雇用機会の拡大等のための支援事業を実施する。 【内容】

事業名	事業実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）			
		事業経費		単独経費		合計							
		予算	決算	予算	決算	予算	決算						
										をを図る。			<p>双葉町内において事業再開する事業者、新たに事業を開始する事業者に対して、立地する事業者等の床面積、及び雇用する地元従業員の人数に応じて、奨励金を交付する。</p> <p>（要綱第4条第1項第六号 企業導入・産業活性化事業</p> <p>【完了期日】 令和3年3月31日</p> <p>【事業費】 2,167千円</p>
産業交流センター維持運営事業	福島県双葉町	(予算額) 81,143 (補正後) 0	64,023	0	0	81,143	64,023	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、「双葉町産業交流センター」の維持管理を適切に行うことにより、利用者の利便性向上に資するよう、効率的かつ適切な維持管理を図る。	当初の想定よりも新型コロナウイルス感染症の影響等により「双葉町産業交流センター」の開所時期に遅れが生じたが、指定管理者による施設管理等を通じて利用者サービスの向上と効率的・適切な維持運営を図り、町復興のさきがけとして、地域経済の活性化を図ることができた。	産業交流センター維持運営事業	【目的】 中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、町復興の先がけとして、就業者、来訪者、町民を総合的にサポートし、地域経済の活性化等を図るために町が整備する「双葉町産業交流センター」を効率的かつ適切に維持管理することを目的とする。	【内容】 上記の目的を達成するため、利用者サービスの向上と効率的な適切な維持運営を図るため、地方自治法に基づき指定管理者による施設管理及び施設共用部の光熱水に係る費用に充当する。	

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
										<p>(要綱第4条第1項第五号)</p> <p>公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等事業企業導入・産業活性化事業</p> <p>【完了期日】 令和3年3月31日</p> <p>【事業費】 64,023 千円</p>
産業交流センター商業施設雇用補助金事業	福島県双葉町	(予算額) 14,580	3,472	0	0	14,580	3,472	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町産業交流センター内の商業施設を安定的・長期的に運営することで、一時帰宅する町民、就業者の利便性向上に資する。	双葉町産業交流センター商業施設を運営する4事業者に対して、人件費の補助を行い、従業員の確保・経営の安定化を図ることができた。	<p>産業交流センター商業施設雇用補助金事業</p> <p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設の整備等による影響により、従業員の確保が極めて厳しい環境にある中、双葉町産業交流センター内の商業施設を運営する事業者に対して、人件費を補助することで、経営の安定化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>上記の目的を達成するため、双葉町産業交流センター内の商業施設を運営する事業者に対して、勤務実績・給与支払い実績に応じて、補助金を交付する。</p> <p>(補助額：500円/h/人)</p> <p>(要綱第4条第1項第六号) 企業導入・産業活性化事業</p>

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
									【完了期日】 令和3年3月31日 【事業費】 3,472 千円	